



検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、令和3年9月30日付け厚生労働省保検局医療課長通知「保医発0930第3号」により、
下記検査項目に下記検査項目に検査実施料が新設されましたのでご案内いたします。

敬具

記

■ 適用日 2021年(令和 3年) 10月 1日から適用

■ 新規保険収載項目

- ・ 染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失測定
- ・ 抗カルジオリピンIgM抗体
- ・ 抗 β_2 グリコプロテイン I IgG抗体
- ・ 抗 β_2 グリコプロテイン I IgM抗体

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

● 新規保険収載項目の詳細

適用日: 令和3年10月1日

検査項目 (医療機器)	保険点数	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
染色体ゲノムDNAの コピー数変化 及びヘテロ接合性の喪失 測定	8,000点	遺伝子 100点	「D006-4」 遺伝学的 検査の 「3」処理が 極めて複雑 なもの	<p>薬事承認を得ている体外診断用医薬品を用いて、アレイCGH法により染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失を測定した場合は、本区分の「3」処理が極めて複雑なものを準用して患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>ア 本検査は、12q14欠失症候群、15q13.3欠失症候群、15q24反復性微細欠失症候群、15q26過成長症候群、16p11.2重複症候群、16p11.2-p12.2欠失症候群、16p11.2-p12.2重複症候群、16p13.11反復性微細欠失症候群、16p13.11反復性微細重複症候群、17q21.31反復性微細欠失症候群、1p36欠失症候群、1q21.1反復性微細欠失症候群、1q21.1反復性微細重複症候群、1q21.1領域血小板減少-橈骨欠損症候群、22q11.2欠失症候群、22q11重複症候群、22q11.2遠位欠失症候群、22q13欠失症候群(フェラン・マクダーミド症候群)、2p15-16.1欠失症候群、2p21欠失症候群、2q33.1欠失症候群、2q37モノソミー、3q29欠失症候群、3q29重複症候群、7q11.23重複症候群、8p23.1微細欠失症候群、8p23.1重複症候群、8q21.11欠失症候群、9q34欠失症候群、アンジェルマン症候群、ATR-16症候群、22qテトラソミー症候群(キヤットアイ症候群)、シャルコー・マリー・トゥース病、5p-症候群、遺伝性脆弱性ニューロパチー、レリー・ワイル症候群、ミラー・ディカー症候群、NF1欠失症候群、ペリツェウス・メルツパッハ病(先天性大脳白質形成不全症)、ポトキ・ルプスキ症候群、ポトキ・シェイファ一症候群、プラダー・ウィリ症候群、腎嚢胞一糖尿病症候群、16p12.1反復性微細欠失症候群、ルビンシュタイン・テイビ症候群、スミス・マギニス症候群、ソス症候群、裂手/裂足奇形、ステロイドスルファターゼ欠損症、WAGR症候群、ウィリアムズ症候群、ウオルフ・ヒルシュホーン症候群、Xp11.22連鎖性知的障害、Xp11.22-p11.23重複症候群、MECP2重複症候群、ベックウィズ・ヴィーデマン症候群、シルバー・ラッセル症候群、第14番染色体父親性ダイソミー症候群(鏡一緒方症候群)並びに14番染色体母親性ダイソミーおよび類縁疾患のいずれかを疑う患者に対して実施すること。</p> <p>イ 本検査を実施する場合は、関連学会が定める指針を遵守し、本検査を実施する医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>ウ 本検査は、区分番号「D026」検体検査判断料の「注6」遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関において実施すること。</p>
抗カルジオリピン IgM抗体	232点	免疫 144点	「D014」 自己抗体検査の「27」	<p>抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピンIgM抗体の測定を行った場合は、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピンβ₂グリオプロテイン I 複合体抗体及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>
抗β ₂ グリオプロテイン I IgG抗体	232点			<p>抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査で抗β₂グリオプロテイン I IgG抗体の測定を行った場合は、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピンβ₂グリオプロテイン I 複合体抗体及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>
抗β ₂ グリオプロテイン I IgM抗体	232点			<p>抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査で抗β₂グリオプロテイン I IgM抗体の測定を行った場合に、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピンβ₂グリオプロテイン I 複合体抗体及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>
※上記3項目と「27」の抗 カルジオリピン抗体(IgG) を併せて実施した場合	232点 × 3回 (696点)			<p>「27」の抗カルジオリピン抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β₂グリオプロテイン I IgG抗体及び抗β₂グリオプロテイン I IgM抗体の検査を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。</p>